まときと情報²⁰¹⁷ 142_号

◆ 富山県中小企業団体中央会

精 集 平成29年度富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

経営者に聞く: 三陽陸運株式会社 代表取締役社長 矢野 隆三氏

組合紹介: 富山個人タクシー協同組合さんよりこんにちは

中央会いんふぉめーしょん: 平成28年度補正

「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」

採択結果 ほか



表紙のことば

ます寿し

ます寿しの歴史は古く、江戸時代には富山藩士により 現在のます寿しの原型となったものがつくられ、幕府 に献上されていたと伝えられています。現在でも県 内には多くのます寿し販売店があり、各店がそれぞれ の伝統の味を守り続けているため、店ごとの味の違 いを楽しむことができます。

富山が誇る郷土料理として県民に愛され、観光客に も人気が高います寿しは、平成23年1月には特に優れた県産品として「富山県推奨とやまブランド」に認定

販路拡大の動きも活発で、組合を通じて首都圏のイベントへの出店や新商品の開発などが行われており、 今後の全国的な展開へのつながりも期待されます。

写真提供:富山県(とやまブランド物語)

経営者・役員・従業員とそのご家族の 安心の保障を準備するために 中央会の共済制度をご活用ください。





従業員のための 退職金準備に

特定退職金共済制度



従業員さまの定着が図られ、 安定した退職金準備が できる共済制度です。

特定退職金共済制度 引受保険会社 三井生命保険株式会社



経営者・従業員のための 万一の保障

団体扱生命保険



団体扱*(月払)の場合、 一般扱(□座振替扱月払等)で ご契約いただくよりも、 保険料が割安になります!

オーナーズプラン

経営者の

各種リスクマネジメントのために

パートナーズプラン

役員・従業員の皆さまの 保障準備をサポート



業務上の災害への備えに

業務災害補償保険

事業活動にかかわる 従業員さまのケガなどのリスクを カバーする保険です。

業務災害補償保険 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社 業務災害補償保険 取扱代理店

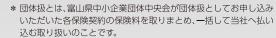
業務災害補償保険 取扱代理店 三井生命保険株式会社





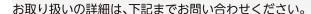






- ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記まで お問い合わせください。
- ※ 詳しくは、該当の「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」および富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程(規約・規則)」等を必ずご覧ください。

三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山県富山市本町 3-21 損保ジャパン日本興亜ビル 5F TEL:076-441-3194 http://www.mitsui-seimei.co.jp/

三井-KB-2017-15 (損保)B-2017-3 (2017.4) B-2017-1044 (2017.4) 使用期限 2018.3.31

きときと情報 142号

CONTENTS

特 集 2
平成29年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度
経営者に聞く 34
三陽陸運株式会社 代表取締役社長 矢野 隆三 氏
組合紹介 36
富山個人タクシー協同組合さんよりこんにちは
元気印!青年部·女性部 37
第32回中小企業団体青年部富山県大会を開催 組合女性部・女性経営者等セミナーを開催 落 語からコミュニケーションを学ぶ
組合だより 38
HACCPに基づく「総合衛生管理製造過程承認制度」の 承認を受ける(となみ乳業協業組合) 国宝釈迦三尊像を伝統技術で再現(伝統工芸高岡銅器 振興協同組合・井波彫刻協同組合)
事務局ペンリレー 39
富山県電気工事工業組合 業務担当 森田 一生 氏
組合Q&A 39
議長の委任状行使について
中央会いんふぉめ一しょん 40
平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発 支援補助金」富山県地域事務局からは90件を採択 協会けんぽ富山支部と健康づくり推進で連携協定締結 吉野家HD安部修仁会長による特別講演会を開催
ほっと一息 42
漆器と気楽に付き合いましょう(伝統工芸高岡漆器協同組合)
個人情報保護委員会からのお知らせ 43
全ての事業者に個人情報保護法が適用されます
富山県からのお知らせ 45
平成29年度とやま中小企業人材育成カレッジ受講生募集!
トピックス

今さらだけど知りたい とやまのモノ・コト・トコロ

平成29年度 富山県の中小企業向け主要施策及び融資制度

富山県では中小企業向けに様々な施策や融資を実施しています。本号では、県及び関係機関の主要施策と融資制度を抜粋して紹介します。

1

創業を考えている方への支援

創業・ベンチャー挑戦応援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年 以内の中小企業者等

2.内容

新規性・独自性のある事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3 . 補助率・補助限度額

補助率

1/2以内

補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種(卸小売サービス業等)1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076 444 5605

プラン公募型起業家誘致事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1.対象者

県外在住の創業者(県内で1年以内に創業 予定又は創業後3年以内の中小企業者等)

2.内容

県内での新規性及び成長性のある独創的な 商品・ノウハウ・アイデアなどを活用した新 商品・新サービスの研究開発及びその事業化 について必要な経費の一部を助成

3 . 補助率・補助限度額 補助率

1/2以内

補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種(卸・小売・サービス業等)1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

企画管理課

TEL 076 444 5600

若者・女性・シニア創業チャレンジ支援事業

1. 対象者

県内で1年以内に創業予定又は創業後3年 以内の中小企業者等

2. 内容

若者・女性・シニアのアイデア等を活かした事業計画の実施について必要な経費の一部を助成

3 . 補助率・補助限度額

補肋率

1/2以内

補助限度額

製造業・建設業2,000千円、その他の業種(卸・小売・サービス業等)1,000千円

4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076 444 5605

インキュベーション施設の提供事業

1. 対象

新事業分野や研究開発に取り組む企業等

2.内容

情報通信環境を整備したオフィススペース を低廉な家賃で提供

3. お問い合わせ

富山県産業創造センター TEL 0766 26 5151 富山県総合情報センター TEL 076 432 1116 富山県産業高度化センター TEL 0766 62 0500 ビジター対応ビジネス支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1.対象者

北陸新幹線の開業、外航クルーズ及び台北 便就航等交通基盤の拡充に関連して行う新商 品・新サービスの開発等を行う中小企業及び 中小企業者のグループ

2. 内容

新商品開発、新サービス提供等に要する経 費の一部を助成

- 3.補助率・補助限度額 補助率 1/2以内 補助限度額 1,000千円
- 4 . お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課

TEL 076 444-5602

トライアル発注認定制度 (新事業分野開拓事業者認定事業)

1. 対象者

新商品・新サービスの開発によって新たな 事業分野の開拓を図るベンチャー企業、中小 企業者等

2. 内容

当該事業者の新商品・新サービスを県が認 定し、随意契約で率先して調達、利用後の意 見をフィードバック

3.お問い合わせ

富山県商工労働部経営支援課

金融係

TEL 076 444 3248

とやま新事業創造基金 地域資源ファンド

1. 対象者

本県の特色ある地域資源を活用した商品開 発等を行う中小企業者

2.補助率・補助限度額・期間 補助率 1/2以内 補助限度額 6,000千円

期 間 平成29年12月末まで

(募集は平成29年5月15日締め切り)

3. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL 076 444 3249

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課 TEL 076 444 5650

とやま新事業創造基金 農商工連携ファンド

1. 対象者

新商品開発等に取り組む中小企業者と農林 漁業者との連携体等

2.補助率・補助限度額・期間 補助率 2/3以内 補助限度額 8,000千円 期間 平成30年12月末まで

3. お問い合わせ

富山県商工労働部

経営支援課 TEL 076 444 3249

富山県新世紀産業機構

取引設備支援課 TEL 076 444 5650

3 職業能力開発に関する支援

在職者の能力向上に対する支援

1.支援メニュー及び内容 スマートものづくり人材育成事業 技術者の改善・創意工夫の意識を定着させるための研修を実施

高度技能人材育成研修

熟練技能者等の活用により、中小企業在

職者のものづくり技能の向上を図る研修を 実施

能力開発セミナー(通年)

県が予めメニューを作成するレディメイド型訓練、企業ニーズに応じ実施するオーダーメイド型訓練を実施

ものづくり自動化支援人材育成講座(レディメイド型:10月~2月実施、オーダー

メイド型:通年)

工場等の自動化を支援する人材の育成 ニーズに対応した多様な短期研修講座を実 施

グローバル人材育成講座(レディメイド型:9月~12月実施、オーダーメイド型: 通年)

ものづくり企業の海外展開を担う人材の

育成ニーズに対応した多様な短期研修講座 を実施。

2. お問い合わせ

•

富山県商工労働部

職業能力開発課 TEL 076 444 3259

~

富山県技術専門学院 TEL 076 451 8802

4

技術開発を考えている方への支援

ものづくり研究開発支援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1.対象者

新商品・新技術の研究開発等による競争力 強化の取り組みを行う中小企業者及び中小企 業者のグループ

2.内容

新商品・新技術の研究開発に要する経費の 一部を助成

- 3.補助率・補助限度額補助率 1/2以内補助限度額 2,000千円
- 4. お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

産学官連携推進センター TEL 076 444 5607

小さな元気企業応援事業 (とやま中小企業チャレンジファンド)

1.対象者

小規模企業における次のいずれかの要件を 満たす新商品・新技術開発等

- ・2 社以上の小規模企業の連携によるもの
- ・商工団体の経営指導等を受けた事業計画に よるもの
- 2.内容

新商品・新技術開発等に要する経費の一部 を助成

- 3.補助率・補助限度額 補助率 1/2以内 補助限度額 500千円
- 4.お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076 444 5605

5

デザイン開発を考えている方への支援

富山県総合デザインセンターによる支援

1.対象者

デザインを活用した商品開発に取り組む中 小企業者

2. 内容

デザイン開発支援

施設設備の利用、商品化や商品開発の相談、共同商品開発

デザイン人材育成

各種研修等 (CAD/CAM、グラフィック関連ソフトの操作等)

デザイン情報発信

ライブラリーの開放、企画展、機関紙の 発行

3.お問い合わせ

富山県総合デザインセンター

TEL 0766 62 0510

知的財産権等に関する支援

6

知的財産権等に関する支援

1. 対象企業

特許、実用新案、意匠、商標等について知りたい、相談したい中小企業者

2. 内容

相談等

情報提供

特許検索指導

特許情報プラットフォームの活用など、 特許情報検索に必要な基礎知識から活用の 仕方まで助言 特許流通支援(特許流通コーディネーター)

- ・企業、大学、研究機関等の保有する特許の 移転・導入を支援
- ・県内企業に対する開放特許の移転・導入支援、特許流通に関する相談・指導 講演会・講習会の開催
- 3.お問い合わせ
- ・各商工会議所・商工会 (「知財駆け込み寺」 相談窓口)
- ・富山県発明協会(~ 、)

TEL 0766 27 1150

・富山県知的所有権センター(、 、) TEL 0766 29 1252

7

外部の専門家を活用したい方への支援

専門家派遣事業

1. 対象

経営革新等を行い経営の向上を目指す意欲 のある県内の中小企業者又は創業予定者

2. 内容

登録専門家が企業を訪問し、財務・経営・ 技術など経営課題に対して助言

3.お問い合わせ

富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター TEL 076 444 5605

エキスパートバンク事業

1. 対象

県内の小規模事業者をはじめとする中小企 業者

2.内容

企業の体質改善・強化の問題について、専門家が直接訪問し具体的・実践的に指導・助言

3. お問い合わせ 県内各商工会議所・商工会

企業再生を考えている方への支援

中小企業再生支援協議会

1. 対象

企業再生を考えている方

2.内容

窓口相談の実施や対応策のアドバイス等専

門知識を持ったスタッフが再生の取組みを支 援

3.お問い合わせ

富山県中小企業再生支援協議会(富山県新世紀産業機構内)

TEL 076 444 5663

県の融資制度

■設備投資の促進・新成長産業への挑戦

資	金名	融資対象	資金使途
設 備 投	資 促 進 資 金	工場・店舗・事務所等の新増設や機械設備、事業用車両、店舗設備等を導入する 中小企業者(駐車場、資材置場などの更地の取得は対象になりません)	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可
	生産性向上支援枠 取扱期間 平成31年3月31日まで	老朽化した生産設備から生産性またはエネルギー効率が1%以上向上する生産設備への入替えもしくは新たに増設する中小企業者	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可
取扱期間	援 特 別 資 金 引 ^{年3月31日まで}	IoTを用いた設備を導入し、生産性またはエネルギー効率の1%以上の向上を図る中小企業者	設備資金
新成長産業育成支援資金		次のいずれかの事業を営む中小企業者で、当該事業に必要な資金または産学官連携により当該事業に係る新技術・新製品の研究開発等に必要な資金 (1) 再生可能エネルギー・資源有効活用に係る装置・部品等の製造業 (2) 医療・介護・健康関連分野の製造業 (3) 富山湾の海洋深層水を活用した製品の製造業 (4) 先端ものづくり分野(航空機、ロボット、次世代自動車、最先端IT、高機能素材分野、デジタルものづくり分野)に係る装置・部品等の製造業	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可
再生可能エネルギー利用促進資金		再生可能エネルギー (太陽光、風力、中小水力、バイオマス、地熱) を利用した 発電設備の導入を行う中小企業者	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可

▋創業時の資金繰りを支援

資	金名	融資対象	資金使途
	創業者枠	(1) 事業を営んでいない個人が事業を開始する予定があるもの (2) 事業を開始した中小企業者であって創業後2年以内のもの	設備資金 運転資金
創業支援 資 金	事業承継支援枠	(1)後継者不足等のため存続見通しがつかない中小企業者から当該事業を承継するもの (2)相続時の資金繰りが困難なこと等により事業の存続見通しがつかない相続人 (事業資産の取得資金、法人継承者による経営権(株式)買取資金、その他 継承事業の運営に必要な資金を対象としています)	設備資金 運転資金
	地 域 再 生。		設備資金運転資金

^{※1} 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成30年3月31日まで)※2 建物(土地)の取得については、事前にご相談ください。

利用上の注意点

- ・支払い済の資金は、融資対象になりません。
- ・設備資金は、固定資産として計上するものが対象になります。

	融資条件					
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等		
5,000 (うち運転資金1,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得す る場合(※2)1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場合 (※2)15年以内(1年以内)	年1.65%以内 取扱期間 平成30年3月31日まで	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内 小規模企業者の場合 年1.20%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
1,000 知事特認 1,500	10年以内(1年以内)	年0.60% 県の利子補給により 実質無利子	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.10%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
1億円 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.15%以内 太陽光売電設備は 年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		

※県経営支援課 076-444-3248

限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等		
3,000 創業予定者 2,500	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.6% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得す る場合(※2)1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場合 (※2)15年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
1 億円 (うち運転資金3,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		

※県経営支援課 076-444-3248

■新事業の展開を支援

資	金名	融資対象	資 金 使 途
	地域貢献型事業 (コミュニティビ ジネス)支援枠	福祉、環境、特産品の加工等、地域に貢献する事業(コミュニティビジネス)を 行う者で、有償で行われるなどビジネス要件を備えている事業者	設備資金運転資金
新事業展	経営革新枠	中小企業等経営強化法の認定(計画承認)を受けた事業を行う中小企業者で、当 該事業に要する資金	設備資金運転資金
開 支 援	新事業展開支援中	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行い、新事業の占める割合が5年以内に1/4以上となることが見込まれる事業展開を行う中小企業者または出資法人で、当該事業に要する資金	設備資金運転資金
	建設業等新分野進出 支 援 枠	現在の事業と日本標準産業分類細分類が異なる事業を新たに行う建設業、卸・小売業を営む中小企業者で、当該事業に要する資金	設備資金運転資金

■地域の活力向上を支援

資	金名	融資対象	資 金 使 途
	県内進出・本社 機 能 等 強 化 支 援 枠	(1) 県外で1年以上事業を営んでいる中小企業者で、新たに富山県内で事業を開始する予定があるものまたは県内で事業開始後1年以内のもの 法人:本社機能や研究開発拠点の移転、県内における新たな支店・営業所の開設など 個人:事業所の移転など ※次の場合は融資利率を優遇:①県内雇用5人以上の場合、②地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの)による場合 (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの)による場合 (2) 地方活力向上地域特定業務施設整備計画(知事の認定を受けたものまたは認定を受ける見込みのもの)に基づく施設・設備等の導入を行う県内中小企業者	設備資金運転資金
11. ** 	少子化対策枠	次の施設整備等を行い、子育て支援に関する環境整備に取り組む中小企業者 (1) 事業所内保育施設や授乳室の設置など子育てしやすい職場環境の整備 (2) 商店街の段差解消や小児用トイレ・ベビーシートの設備等の子育てバリアフリー	設備資金
地方創生 推進資金	ブランドカ向上 支 援 枠	次のいずれかに該当する中小企業者で、当該事業に必要な資金 (1) 地域産業資源活用事業計画、農商工等連携事業計画に係る事業または左記事業に係る国の補助金、とやま新事業創造基金の補助金の交付決定を受けたもの(2)「明日のとやまブランド」育成対象に選定された事業者 (3) 富山県トライアル発注制度の認定を受けた事業者(認定日から3年以内) (4) 富山プロダクツに選定された事業者(選定日から5年以内)	設備資金運転資金
	デザイン産業・ コンテンツ産業 支 援 枠	デザイン産業・コンテンツ産業(映像(映画・アニメ)、音楽、ゲーム、ソフトウェアの制作を担う産業)に属する事業を営む中小企業者で、従業員を新たに雇用するもの	設備資金運転資金
	海外市場開拓支 援 枠	(1) 海外市場へ進出する中小企業者が、支店・営業拠点等の海外事業拠点の開設(合弁会社等の海外現地法人の設立を含む)に要する資金 ※県内事業所の規模縮小・従業員の減少を伴わないものを対象としています (2) 海外市場へ進出する中小企業者が、海外向け製品の生産・販売等に要する資金 ※生産は県内で行われるものに限ります	設備資金 運転資金

^{※1} 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成30年3月31日まで)※2 建物(土地)の取得については、事前にご相談ください。

限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等
2,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	商工会議所または商工会の認 定書を添えて、取扱金融機関 を経由のうえ県経営支援課
1 億円 (うち運転資金1,500)	設備資金 10年以内(3年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.7%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
4,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課

※県経営支援課 076-444-3248

	融資条件					
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等		
5,000 (うち運転資金3,000) ※設備投資に伴い、建物 (土地)を同時に取得す る場合(※2)1億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内) ※設備投資に伴い、建物(土 地)を同時に取得する場合 (※2)15年以内(1年以内)	(1) 年1.30%以内 ①に該当する場合 年1.25%以内 ②に該当する場合 年1.20%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
3,000	7 年以内(1 年以内)	年1.15%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
7,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
3,000	設備資金 7年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課		
設備資金 4,000 運転資金 1,000	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.30%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課 		

※県経営支援課 076-444-3248

商業・商店街等の活性化

資	金	名	融資対象	資 金 使 途
商業・サート	ごス業活	舌性化資金	(1) 商店街において、出店(新規・空き店舗)、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者 (2) 空き店舗への出店、店舗の改装、集配センターの設置を行う中小商業・サービス業者(商店街以外のエリアを対象) (3) 商店街整備計画に基づきその環境整備を行う組合	(1) 商店街 設備資金 運転資金 (2) その他 (3) 組合 設備資金
	組光	旅館施設	(一般枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者(中小企業者以外のものを含む) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金
	整	備枠	(特別枠) 次の施設・設備整備等を行う観光旅館業者 (中小企業者で富山県ホテル・旅館生活衛生同業組合の組合員) (1) 宿泊施設の新設、増設及び改修 (2) 宿泊施設の付帯施設(駐車場・店舗等)の新設、増設及び改修 (3) 宿泊施設整備のために行われる土地の取得 (4) 設備の導入及び既存設備の改善	設備資金 (設備投資に伴う 運転資金) ※運転資金のみの 利用は不可

環境にやさしい社会をめざして

資 金 名	融資対象	資 金 使 途
環境施設整備資金	次の施設整備等を行う中小企業者 (1) 公害防止施設の整備 (2) フロン等対策施設の整備 (3) 廃棄物のリサイクル施設の整備 (4) 地下水の保全・水資源の有効利用施設の整備 (5) 山岳地トイレの整備 (6) 温室効果ガスの排出抑制施設の整備 (7) 低公害車の導入 等	当該施設整備等 に要する設備資金
立山環境配慮バス購入資金	立山有料道路等(桂台〜室堂)で運行する路線バスまたは貸切バスを自動車NOx・ PM法の基準に適合するものに買い替える中小企業者	設備資金

資	金名	融資対象	資 金 使 途
	企業立地促進枠	次に掲げる事業を営む者で、地方公共団体等が造成した用地において、設備の新増設を行い、事業開始前後1年間に新規雇用数が原則として3人以上となる者(原則として中小企業者) ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業 ④道路貨物運送業 ⑤倉庫業 ⑥デザイン業 ⑦コールセンター業	設備資金
特定地域 ・産業活	薬 業 振 興 枠	(家庭薬振興資金) (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	(1) 医薬品配置 販売製金 運医薬資金 (2) 医業者等 設備資金 運転資金
性化資金		(和漢薬開発促進資金) 和漢薬を主とする医薬品の開発に必要な資金 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備資金運転資金
		(懸場帳購入資金) 懸場帳の購入に必要な資金 県内に住所を有する医薬品配置販売業者	設備資金 (販売業者が購入 する懸場帳)
		(薬業基盤強化資金) 事業の統合や承継など基盤強化を図るために必要な資金 (1) 県内に住所を有する医薬品配置販売業者 (2) 県内に事業所を有する医薬品製造業者等	設備等資金

^{※1} 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自 保証料率割引を実施しています。(平成30年3月31日まで)

	融資条	件		
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率(※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等
設備資金 (1) 商店街 5,000 (2) その他 3,000 (3) 組合 1億円 運転資金 (1) 商店街 1,000	設備資金 (1) 商店街 (3) 組合 10年以内(1年以内) (2) その他 7年以内(1年以内) 運転資金 (1) 商店街 5年以内(1年以内)	(1) 商店街 年1.30%以内 (2) その他 (3) 組合 年1.45%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課
3,000	7年以内(1年以内)	年1.90%以内		取扱金融機関を経由のうえ
5,000 (うち運転資金1,000)	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.45%以内	年0.35%~年1.05%	県観光振興室

※県経営支援課 076-444-3248 ※県観光振興室 076-444-3500

限度額(万円)	融 資 条 期間 (うち据置期間)	件 融資利率 (平成29年4月1日現在)	保証料率(※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等
個別 3,000 団体 5,000	個別 7年以内(1年以内) 団体 10年以内(1年以内)	年1.65%以内 (6)、(7)の場合 年1.15%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県環境政策課
5,000	7年以内(1年以内)	年1.15%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県自然保護課

※県環境政策課 076-444-3141 ※県自然保護課 076-444-3396

	融資条	件		
限 度 額 (万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等
2 億円 知事特認 5 億円	10年以内(2年以内)	年1.45%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県立地通商課
医薬品配置販売業者 運転資金 500 医薬品製造業者等 設備資金 3,000 (ただし試験機械器具に ついては 500) 運転資金 1,000	設備資金 7年以内(1年以内) ただし試験機械器具につ いては5年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	
設備資金 5,000 運転資金 2,000	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関を経由のうえ 県くすり政策課
個人 3,000 法人 7,000	10年以内(3年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	
5,000	10年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	

※県立地通商課 076-444-3244 ※県くすり政策課 076-444-3236

事業の活性化

	Ì	資	金	名	融資対象	資金使途
ſ	事業湯	舌性	化仍	建資金	事業の多角化や合理化、拡大を行うことにより、経営基盤を強化し事業の活性化 に取り組む中小企業者	運転資金

■経営の安定・倒産の防止

資	金名	融資対象	資 金 使 途
小規模企業等	· 	従業員50人(商業・サービス業は20人)以下の小規模事業者等 (償還方法を一括返済にする場合、同日付けの新規貸付は対象になりません)	運転資金
小口声类	一般小口枠	従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の事業者 (富山市内の事業者の方は、他の制度融資をご利用ください)	設備資金運転資金
小口事業 資 金	零細小口枠	従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は5人)以下の事業者	設備資金運転資金
	地域産業対策枠	経済の構造的要因等により、最近3ヶ月以上1年以内の期間の売上高が前年同期 比10%以上減少または最近時決算において経常赤字の中小企業者	運転資金
	経済変動対策 緊急融資 取扱期間 平成30年3月31日 まで	次のいずれかに該当する中小企業者 (1) 最近3ヶ月の売上高または販売数量が前年同期比5%以上減少 (2) 原油等の売上原価依存率が20%以上、かつ仕入価格が前年同期比20%以上 上昇、かつ最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が前年同期 を上回っているもの	運転資金
	小規模企業 支援 枠 取扱期間 平成30年3月31日まで	最近3ヶ月の売上総利益率または営業利益率が前年同期比5%以上減少している 小規模企業者 ※小規模企業者とは、従業員20人(宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業は 5人)以下の事業者	運転資金
経営安定資金	企業再生支援枠 取扱期間 平成30年3月31日まで	次のいずれかに該当する中小企業者で、具体的で実現可能な経営改善計画を金融機関と連携して策定しているもの(1)最近時決算において経常赤字の者(2)(株)整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者(3)民事再生法等による法的再建手続きを行う者(4)中小企業再生支援協議会から再生支援の認定を受けた者(5)信用保証協会の企業再生支援チームの支援を受けている者(6)(株)地域経済活性化支援機構の支援を受けている者(7)とやま中小企業再生支援ファンドの支援を受けている者	設備資金 運転資金
	 連鎖倒産防止枠 	国または信用保証協会が指定した倒産企業に50万円以上の債権を有する中小企業者(事業実績が1年未満の中小企業者もご利用いただけます)	運転資金
緊急経営改善資金 取扱期間 平成30年3月31日まで		最近3ヶ月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営の改善が期待される中小企業者	(1) 一般枠 県の融資制度(県 小口事後報度会 ・小規支を経短を発短を 金をを会り、機 が、金融のの 保証のの 保証のの 保証のの は後 (2) 小口枠 県小口事 の借換え

^{※1} 中小企業者の経営状況に応じて、保証料率が決定されます。なお、富山県信用保証協会において、設備資金に係る事業資金の独自保証料率割引を実施しています。(平成30年3月31日まで)※2 借換えの対象については、事前に保証協会にご相談ください。

	融資条	件		
限 度 額 (万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等
3,000	5年以内(1年以内)	年1.90%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関

※県経営支援課 076-444-3248

融 資 条 件					
限度額(万円)	期間(うち据置期間)	融 資 利 率 (平成29年4月1日現在)	保 証 料 率 (※1) (平成29年4月1日現在)	融資申込先等	
600	1年以内	年1.70%以内	年0.35%~年1.05%	取扱金融機関	
零細小口枠との合計で 2,000 (無担保) (保証債務残高が1,250万円 以下等の条件を満たす者に あっては、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連続して経常赤字を計上し、かつ、県内の商工会議所、商工会または中小企業支援センターにおいて経営指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.6% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金 融機関(※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます	
信用保証協会の保証付き融 資残高との合計で 1,250 (無担保) (保証債務残高が1,250万円 以下等の条件を満たす者に あっては、無担保無保証)	設備資金 7年以内(6ヶ月以内) 運転資金 5年以内(6ヶ月以内) (ただし、最近決算において2期連 続して経常赤字を計上しかつ、県 内の商工会議所、商工会または中 小企業支援センターにおいて経営 指導を受けている場合は7年以内)	年1.80%以内	年0.7% 保証必須 ただし、特別小口保 険の要件を満たす方 年0.5%	市町村、商工会議所または 商工会を経由のうえ取扱金融機関(※) ※市町村が特定する金融機 関でご利用いただけます	
5,000	7年以内(1年以内)	年1.70%以内	年0.35%~年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関	
8,000 (地域産業対策枠との合計)	7年以内(1年以内)	年1.25%以内	年0.35%~年1.05% 保証必須 セーフティネット保証 5号を利用の場合 年0.5%	市町村の認定書を添えて取 扱金融機関	
3,000	7年以内(1年以内)	年1.20%以内	年0.35%~年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書を添えて取扱金融機関	
1 億円	設備資金 10年以内(1年以内) 運転資金 7年以内(1年以内)	年1.45%以内	年0.35%~年1.05% 保証必須	取扱金融機関を経由のうえ 県経営支援課	
5,000 (ただし債権額を限度とします)	7年以内(1年以内)	年1.45%以内 [取扱期間 平成30年3月31日まで]	年0.6% 保証必須	取扱金融機関	
(1) 8,000 (2) 2,000 (2) 2,000 (計算を) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	10年以内(1 年以内)	年1.70%以内	年0.35%~年1.05% 保証必須	商工会議所または商工会の 認定書及び実施計画書を添 えて取扱金融機関	

※県経営支援課 076-444-3248

県の投資等支援制度

・元気とやま中小ベンチャー総合支援ファンド事業 ・

1. 元気ファンドとは

(1) ベンチャー企業等への投資

(公財)富山県新世紀産業機構が新技術、新製品、新サービスの研究開発や事業化といった富山を元気にする活動に取り組む企業に対し、その発行する株式や社債を引き受けることによって、長期低利の資金を提供します。

(2) 地域貢献型事業者への支援

地域貢献型事業(地域の資源を活用し、地域の課題を解決し、地域に貢献するコミュニティビジネス)を営む社会福祉法人等が県制度融資を利用して借入を受ける際に債務保証を行い、活動を支援します。

2. ベンチャー企業等への投資

- (1) 対象者 次のいずれかの要件を満たす者
 - ①創業者·創業予定者

事業を営んでいない個人が事業を開始する予定の者または事業を開始した中小企業者であって、創業1年未満の者

②中小企業等経営強化法関連企業

中小企業等経営強化法に基づく、経営革新計画の承認または異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けた事業を行う者

③ 産学官連携企業

産学官の連携により事業展開(研究開発・技術の実用化等)を行う者または大学発ベンチャー企業(大学での研究をもとに教員・学生等が創業するもの)

(2) 内容

①間接投資

機構の原資預託を受けたベンチャーキャピタルから中小企業が投資(株式取得・社債引受)を受けるもの。

【限度額】5,000万円

【利 率】発行時の長期プライムレート以下(固定)

【担 保】不要

【償還期間】10年以内

②直接投資

間接投資によりベンチャーキャピタルから投資を受けた中小企業が機構から直接投資(社債引受)を受けるもの。

【限度額】1.000万円

【利 率】発行時の長期プライムレート以下(固定)

【担 保】不要

【償還期間】10年以内

③債務保証

中小企業が社債発行による資金調達を行う場合に、機構が債務保証するもの。

【保証料率】年0.5%

【保証割合】社債引受元本の70%

【保証期間】社債の引受期間

連絡先 (公財)富山県新世紀産業機構中小企業支援センター 支援マネージャーグループ

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル1階) TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

3. 地域貢献型事業者(コミュニティビジネス事業者)への支援

(1) 対象者

地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠の融資を受ける者で、信用保証協会の 保証制度の対象とならない者(社会福祉法人や中小企業者以外の個人、グループ等)

(2) 内容

上記対象者に機構が債務保証するもの

【保証料率】年0.8%

【保証割合】融資額の70%

【保証期間】融資償還期間

県制度融資・地域貢献型事業(コミュニティビジネス)支援枠とは

○融資対象者

原則として富山県内の地域で活動を行う方で、県税を完納している方がご利用できます。また、この融資制度 の利用の要件としては、

- ①有償で行われ、雇用の対価が支払われる等ビジネス要件を備えていること
- ②福祉、環境、まちづくり等、地域の課題を地域の資源で解決する等、地域に貢献する事業であること
- ③活動の拠点となる商工会議所、商工会の認定を受けていること

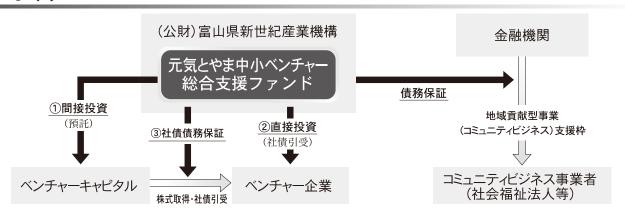
以上の3点を全て満たしていることが条件であり、これらの要件を満たす場合は、これからコミュニティビジネスを行おうとしている方でも対象となります。

中小企業者以外の個人、グループ、社会福祉法人等も融資の対象者としています。

○融資内容

資 金 使 途	設 備 資 金 、 運 転 資 金
限 度 額	2,000万円
期間	設備資金 7年以内(うち据置期間1年以内) 運転資金 5年以内(うち据置期間1年以内)
融資利率	1.30%(平成29年4月1日現在)
融資申込先	商工会議所または商工会の認定書を添えて取扱金融機関を経由のうえ県経営支援課

4. しくみ



その他法律に基づく貸付制度

· 中小企業高度化資金貸付制度 ·

1. 中小企業者が、他の事業者との連携若しくは事業の共同化を行い、又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う場合に所要資金の一部を長期、低利で融資する制度です。

資金の種類	内容	貸付の相手方
集団化事業	事業協同組合等の組合員が、工場団地・卸団地等の一定の地区(一の団地又は主として一の建物)に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を設置する事業	事業協同組合等 [原則組合員等が10人以上] の組合であること
集積区域整備事業	事業協同組合等の組合員が、当該組合員が集積している一定の区域 (商店街、工場街又は工業・店舗等の集団化された区域) において、 経営の合理化を図るため、工場、事業場、店舗その他の施設を設備 する事業	事業協同組合等 「原則組合員等が10人以上」 の組合であること
施設集約化事業	事業協同組合、共同出資会社等が、共同店舗、共同工場等の建物を 設置する事業	事業協同組合等
共 同 施 設 事 業	事業協同組合等が、組合員の共同利用に供する施設を設置する事業	事業協同組合等
設備リース事業	事業協同組合等が、生産の効率化、経営の合理化、公害防止その他 の改善に必要な設備を一括取得し、組合員に買取予約付で賃貸する 事業	事業協同組合等
商店街整備等支援事業	まちづくり会社等が各種コミュニティ施設(コミュニティホール、ポケットパーク等)の整備を行う事業と、併せてショッピングセンター型の商業店舗の整備を行う事業	(1) 特定会社 (地方公共団体が出資し、出資者の 2/3以上が中小企業者など) (2) 一般社団法人等 (一般社団法人にあってはその社員 総会における議決権、一般財団法 人にあっては、設立時の拠出総額 の1/2以上が地方公共団体及び事 業協同組合等であることなど) (3) 商工会、商工会議所等

- 2. 主要な資金種類別の貸付条件等については次の通りですが、中小小売商業振興法や中心市街地活性化法などの法律の認定を受けて実施する事業等は無利子貸付けになる場合がありますので、詳細については、県経営支援課にお問い合わせ下さい。
- 3. この資金の借入れに当たっては、

 事業の計画作成段階から、県の指導、診断を受ける必要がありますので、計画が具体化する前に、県経営支援課(TEL 076-444-3249)にご相談下さい。

(利率については、変更になることがあります。)

貸付対象施設	貸付利率	貸 付 期 間 (うち据置期間)	償 還 方 法	貸付限度
集団化に必要な土地、建物、構築 物、設備(共同施設等の設備に限 る。)	年0.50%	20年以内(3年以内)	年 賦 (元金均等償還)	整備資金(貸付対象施設 を取得し、造成し、又は設 備するのに必要な資金) の80%以内
施設整備に必要な土地、建物、構築物、設備(共同施設等の設備に限る。)	"	n .	n	"
共同化に必要な土地、建物、構築 物、設備	"	n .	"	n
共同利用に必要な土地、建物、構 築物、設備	"	n .	"	"
リースに必要な設備、附属設備	"	当該設備の耐用年数を勘案し て知事が定める期間	"	"
商店街整備等支援事業に必要な土 地、建物、構築物、設備	無利子	20年以内(3年以内)	n	"

政府系金融機関等による金融一覧(1)

株式会社商工組合中央金庫

制度	名	融資対象	資 金 使 途
一 般 貸	付	商工中金の株主となっていただいている中小企業の各種団体とその構成員 (注)このほか中小企業の共同出資会社やメンバーの皆様方の海外法人等も融資 対象となります。	運転資金設備資金

[※]商工中金には上記のほか独自の総合支援策がありますので、詳細は商工中金へお尋ね下さい。

■株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

	制	度名	融資対象	資 金 使 途
普	. ;	通 貸 付	卸 売 業 資本金の額若しくは出資の総額が1億円以下の法人又は常時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人	運転資金設備資金
(_	般貸付)	サービス業 資本金の額若しくは出資の総額が5,000万円以下の法人又は常 時使用する従業員の数が100人以下の法人・個人 製造業、建設業、 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下の法人又は常時使 運輸業、その他 用する従業員の数が300人以下の法人・個人	特定設備資金
経	営	改善貸付	常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業の場合5人以下)の方で商工会議所会頭、商工会会長又は都道府県商工会連合会会長の推薦を受けた方	運転資金設備資金
主		新規開業資金	新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金設備資金
な 特 -	新企業育	女性、若者/シニア 起業家資金	女性又は30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始 後おおむね7年以内の方	運転資金 設備資金
別	成貸付	新事業活動促進資金	新たに経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方など	運転資金設備資金
付		新創業融資制度	新たに事業を始める方または事業開始後で税務申告を2期終えていない方	運転資金設備資金

[※]各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

^{※「}東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

株式会社商工組合中央金庫 富山支店 076-444-5121 高岡支店 0766-25-5431

	貸	寸 条 件		申 込 先
限度額	利 率	期間	担保等	甲
	商工中金 所定利率	運転 原則として10年以内 (据置期間2年以内) 設備 原則として15年以内 (据置期間2年以内)	必要と認めるもの 要	商工中金 商工中金の代理店になっ ている信用組合、信用 金庫でもご利用いただ けます。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

	貸付条件							
 限 度 額	利 率	期 間	担保等	申 込 先				
4,800万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有 価証券等)などに つきましてはお客 様のご希望を伺い	国民生活事業				
7,200万円		20年以内 (うち据置期間2年以内)	ながらご相談させ ていただきます					
2,000万円		運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	商工会議所、商工会等				
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	おご担のてがす。おご担のをはい済・等るされて、、人の率まはは、、人の率まは	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)						
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	9。 評価はヨ 公庫(国民生 活事業)へお 尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保(不動産、有価証券等)などおいまましてはおのごを表してはお何いながらご相談でいただきます。	国民生活事業				
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)						
3,000万円 (うち運転資金 1,500万円)		運転 5年以内 (うち据置期間6ヶ月以内) 設備 15年以内 (うち据置期間6ヶ月以内)	無					

政府系金融機関等による金融一覧(2)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

	制	度名	融資対象	資 金 使 途
	新企業育成貸付	再チャレンジ支援融資	廃業歴のある方など、一定の要件に該当する方であって、新たに事業を始める方 又は事業開始後おおむね5年以内の方	運転資金 設備資金
	企	IT資金	情報化投資を行う方	運転資金 設備資金
	業活力	企業活力強化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業またはサービス業を営む方で、店舗の新築・ 増改築や機械設備の導入を行う方など	運転資金 設備資金
主な	強化貸	海 外 展 開 · 事業再編資金	海外展開を図る方	運転資金 設備資金
特	付	地域活性化· 雇用促進資金	社会貢献型事業を営む方、承認企画立地計画などに従って事業を行う方 または雇用創出効果が見込まれる方など	運転資金設備資金
別貸	対策貸付	環境・エネルギー	非化石エネルギー設置や省エネルギー効果の高い設備を導入する方または環境対 策の促進を図る方	運転資金設備資金
付		規 模 事 業 者		運転資金設備資金
	食	品 貸 付	食品関係の小売・製造小売業または花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の導入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方	設備資金 一部運転資金
	企業再生貸付	企業再建·事業 承継支援資金	中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方	運転資金設備資金

^{※「}東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

	貸 <u></u> 利 率	<u>付 条 件 </u>	担保等	申 込 先
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	473	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	15 W 4	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	お使いみち、	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	び返済開証人の有無等によって 関係を表して で異なるれる が適用されま	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	担保 (不動産、有 価証券等) などに つきましてはお客 様のご希望を伺い	国民生活事業
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)	す。詳細は当 公庫(国民生 活事業)へお 尋ね下さい	運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	ながらご相談させ ていただきます	
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 8年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,200万円)		設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)		
7,200万円 (うち運転資金4,800万円)		運転 15年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (うち据置期間2年以内)	-	

政府系金融機関等による金融一覧(3)

株式会社日本政策金融公庫 国民生活事業

	制	度	名	融資対象	資 金 使 途
生活	_	般	貸 付	生活衛生関係の事業を営む方	設備資金
一 年 生 貸	振り	軋 事	業 貸 付	・生活衛生関係の事業を営む方であって振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合 の組合員の方	運転資金 設備資金
付	生活	衛生	改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方(常時使用する従業員の数が5人以下の会社または個人)であって、生活衛生同業組合(組合が設立されていない場合は、生活衛生営業指導センター)の長の推薦を受けた方	運転資金 設備資金
セーフテ	経営	'環境	変化資金	社会的、経済的な環境の変化などにより、一時的に業況の悪化を来している方で中長期的に業況が回復し、かつ、発展することが見込まれる方	運転資金 設備資金
イネット	金融	!環境	変化資金	金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに影響を来している方で中長期的に資金繰りが改善し、経営が安定することが見込まれる方	運転資金
貸付	取引:	企業倒	産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している方	運転資金

^{※「}東日本大震災復興特別貸付」や「設備資金貸付利率特例制度」をお取り扱いしています。詳細は当公庫(国民生活事業)へお尋ね下さい。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業 076-431-1191 高岡支店 国民生活事業 0766-25-1171

		·		申 込 先
限度額	利率	期間	担保等	T
7,200万円〜4億8千万円 業種によって異なります		13年以内 (一般公衆浴場は30年以内) (従業員宿舎設備資金は15年以内) (特別な場合は20年以内)) (うち据置期間1年以内(返済期間が7年超の場合2年以内))	担保(不動産、有 価証券等)などに つきましてはお客 様のご希望を伺い	国民生活事業
運転 5,700万円 設備 1億5,000万円~ 7億2,000万円 業種によって異なります		運転 7年以内 (うち据置期間2年以内) 設備 20年以内 (据置期間2年以内)	ながらご相談させ ていただきます	生活衛生同業組合
2,000万円	おご担保無等により おご担の有無等により でが、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	運転 7年以内 (うち据置期間1年以内) 設備 10年以内 (うち据置期間2年以内)	無	
4,800万円 (※生活衛生貸付は5,700万円)	が適用されます。詳細国民のは事業のは事業のである。	運転 8年以内 (うち据置期間3年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内)	担保 (不動産、有価証券等) などに	
别枠 4,000万円以内		運転 8年以内 (うち据置期間3年以内) 設備 15年以内 (うち据置期間3年以内)	つきましてはお客 様のご希望を伺い ながらご相談させ ていただきます	国民生活事業
別枠 3,000万円以内		8 年以内 (うち据置期間 3 年以内)		

政府系金融機関等による金融一覧(4)

株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

特定事業を営む中小企業の方

◆次の業種の方は対象になりません:農業、林業、漁業、金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)、不動産業のうち 住宅及び住宅用の土地の賃貸業、非営利団体、一部の風俗営業、公序良俗に反するもの、投機的なものなど

◆中小企業の規模

・製 造 業:資本金3億円以下又は従業員300人以下 ・卸 売 業:資本金1億円以下又は従業員100人以下 ・小 売 業:資本金5千万円以下又は従業員50人以下 ・サービス業:資本金5千万円以下又は従業員100人以下

●新企業育成貸付 新たな事業を開始する方、異業種・異分野へ進出する方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件 融資限度額 (うち運転資金)
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方	設備投資 長期運転資金	6 億円
女性、若者/シニア 起業家支援資金	女性、若年者(30歳未満)または高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね7年以内の方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導や助言を受け、経営力の強化を図る方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

●企業活力強化貸付 企業活力促進のために積極的な設備投資等を行う方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件 融資限度額 (うち運転資金)
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化やものづくり基盤技術の高度 化を進める方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	情報化投資を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
海 外 展 開 ・ 事 業 再 編 資 金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)
地域活性化・	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」や「事業高度化計画」の承認を受けた 方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円 (2億5千万円)

[※]融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。 ※各種融資制度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

主な融資期間	貸 付 主な融資利率	条 件 担 保	申 込 先
設備資金 20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率③ (上限3%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ③	n	n
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③	η	n
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①	n	n

	貸付	条件	
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	申 込 先
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証が不要となります。 ◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談のうえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③	n	n
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 7年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率 ①, ②, ③ (上限3%) 基準利率 (上限3%)	n .	"
設備資金 20年以内 (うち据置期間 2 年以内) 運転資金 7 年以内 (うち据置期間 2 年以内)	特別利率 ①, ②, ③	η	n

政府系金融機関等による金融一覧(5)

|株式会社日本政策金融公庫 中小企業事業【直接貸付】

●セーフティネット貸付 経営環境の変化などにより、資金繰りに困難をきたしている方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資 金 使 途	貸 付 条 件 融資限度額 (うち運転資金)
経営環境変化対応 資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会 的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたし ている方など	設備投資 長期運転資金	7億2千万円
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	設備投資 長期運転資金	3億円(別枠)

●企業再生貸付 事業再建に取り組む方へ

資 金 名	ご利用いただける方	資金使途	貸付条件 融資限度額 (うち運転資金)
	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行っ た方	設備投資	7億2千万円
事業再生支援資金	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づ〈再生計画の認可決定等を受けた方	長期運転資金	(2億5千万円)
企業再建資金	経営改善や経営再建などに取り組む方	設備投資 長期運転資金	7億2千万円

【代理貸付】

名古屋中小企業投資育成株式会社

区分	投 資 対 象	資 金 使 途	引 受 限 度
一 般 投 資	経営に特色があり成長意欲のある企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	設備資金運転資金	増資後議決権比率の50% 以内 新株予約権付社債等 の場合は、引受時に おいて当該予約権を 行使したと仮定した 場合、議決権比率が 50%以内となる範囲
ベンチャービジネス 投 資	先端的・独創的な技術またはノウハウをもつ研究開発型企業 《投資の種類》 ・増資に際して発行される株式の引受 ・新株予約権付社債の引受 ・新株予約権の引受	建 拟貝亚	
創 業 投 資 (設立新株投資·創業期投資)	起業家が会社を設立する場合や既存企業が新規事業へ進出を図るために新会社を設立する場合、もしくは設立後5年以内の企業《投資の種類》 ①設立新株投資・株式会社の設立に際して発行される株式の引受 ②創業期投資・増資に際して発行される株式の引受・新株予約権付社債の引受・新株予約権の引受・新株予約権の引受	創業資金	

[※]株式会社日本政策金融公庫中小企業事業でも申し込みの取次をしています。
※なお、投資した後は資本金が3億円を超えても、追加投資は可能です。

[※]このほか環境・エネルギー対策資金、東日本大震災復興特別貸付等各種特別貸付があります。 ※融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乗せされます。詳細は窓口でお尋ね下さい。 ※各種の資料度の内容につきましては、変更になる可能性があります。

当公庫 中小企業事業の代理店の窓口にご相談下さい(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合が代理店です。)。

株式会社日本政策金融公庫 富山支店 中小企業事業 076-442-2483

	貸付	条件	
主な融資期間	主な融資利率	担保等	申 込 先
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に 限り、上限3%) 長期運転資金に限 り、一定の要件に 該当する場合は利 率の控除 (0.2%) の適用可能	◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談の	中小企業事業窓口
設備資金 15年以内 (うち据置期間3年以内) 運転資金 8年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率	n	"

	貸付	条件	
主な融資期間	主な融資利率	担 保 等	申 込 先
1年以内 (うち据置期間1年以内)	基準利率 +2.5% (上限3.5%)	◆一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個 人保証が不要となります。	
設備資金 10年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 5年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率 +1.0% (上限3.5%)	◆担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談の うえ、決めさせていただきます。	中小企業事業窓口
設備資金 20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転資金 15年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率(上限3.5%) 特別利率①(上限3.5%) 特別利率③(上限3.5%)	n	"

名古屋中小企業投資育成株式会社 052-581-9541 URL http://www.sbic-cj.co.jp/ 〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号(東海ビル7階)

配当・利率	条	件
(株式) 一定の安定配当をお願い します (社債)	(一般投資) ①資本金3億円以下の株式会社(特例法に該当される場合3億 投資育成会社の引受けによって、資本金が3億円を超えるこ ②業種は、風俗営業等およびその経営内容が公序良俗に反する 象外 製造業・建設業・卸売業・小売業・サービス業など、ほとん ③原則として、一定水準の利益を上げており、今後も成長発展	とは可 もの、または一時的もしくは投機的なものは対 どの業種が対象
長期プライムレートを参考にして決めます。	(ベンチャービジネス投資) ①一般投資の①及び②の条件を満たしていること ②先端的・独創的な技術またはノウハウに裏付けられた製品の ③売上高に対する試験研究費の比率が過去2期にわたり3%以」 ④会社設立後または新事業進出後10年以内であること	
	(創業投資) ①設立予定の会社の設立登記時の資本金が、3億円以下の株式会超でも可) ②設立予定の会社の業種が、一般投資の②の条件を満たしてい ③設立予定の会社の経営者が、事業の経営に関する知識・経験 ④設立予定の会社の事業計画に妥当性が認められ、かつその事 ⑤原則として、投資後5年を経過した年度より、一定水準以上の ⑥設立後5年以内の会社の場合には、資本金3億円以下の株式会であって、上記②~⑤の条件を満たしていること	ること 等を有するなど、その経営力が認められること 業が将来、成長発展する見込があること D配当が維持できる利益が見込まれること

信用保証協会保証制度

主な信用保証制度

制度の名称	対 象 資 金 等	資 金 使 途
創業等関連保証	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づいて、個人が創業又は新た に企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
創業関連保証	産業競争力強化法に基づいて、個人が創業又は新たに企業を設立して行う事業の実 施に必要な資金	運転資金 設備資金
再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を廃業もしくは会社を解散した経験を有し、一定の 要件を備える個人が創業または新たに企業を設立して行う事業の実施に必要な資金	運転資金 設備資金
事業者カードローン当座貸付根保証 (カードA)	反復継続して安定的にカードにより借入できる事業資金	運転資金 設備資金
中小企業特定社債保証	中小企業者の発行する社債(私募債)に対する保証	運転資金 設備資金
流動資産担保融資保証	売掛債権、棚卸資産を担保とした融資に対する保証(ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る)	運転資金 設備資金
経 営 安 定 関 連 保 証 (セーフティネット保証)	経営の安定に必要な資金 (欄外参照:市町村長の認定)	運転資金設備資金
条件変更改善型借換保証 (リスケ改善借換)	保証付借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業・小規模事業者の事業計画の実施に必要な借換資金及び新規事業資金	運転資金 設備資金
経営力強化保証	金融機関と認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、 計画の実行と金融機関への当該計画の進捗報告を行う中小企業者の事業計画の実 施に必要な借換資金及び新規事業資金	運転資金 設備資金
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画(債権者全員の合意が成立したものに限る)に従って事業再生の計画を実施するために必要な借換資金及び新規事業資金	事業再生の計画の 実施に必要な資金 に限る
経 営 者 保 証 ガイドライン対応保証	中小企業者であって、次に掲げる(1)から(4)までの要件をすべて満たすもの(1)法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること(2)法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと(3)法人から適時適切に財務情報等が提供されており、本制度による保証付融資を実行後も提供すること(4)法人のみの資産・収益力で借入返済が可能であること	運転資金 設備資金

●経営安定関連保証(セーフティネット保証)の利用に係る認定について

経営安定関連保証を利用する場合は、次のいずれかに該当することについて、本店(個人事業主の方は主たる事業所)の所在地を管轄する**市町村長の認定**を受ける必要があります。

- (1号) 再生手続開始申立等関係
 - 民事再生手続開始の申立等を行った指定大型倒産事業者に対して50万円以上の売掛債権又は前渡金返還請求権を有していること、又は同事業者との取引を20%以上の規模で行っていること
- (2号) 事業活動の制限関係
 - 事業活動の制限を行っている指定事業者との直接又は間接的な取引を20%以上の規模で行っており、又は指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、売上高等が減少していること ・ 地域・業種関係
- (3号) 地域・業種関係 指定地域内で指定業種に属する事業を1年以上継続して行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少しているこ と

富山県信用保証協会 本 所 TEL 076-423-3171 FAX 076-493-0829 〒930-8565 富山市総曲輪2丁目1番3号 高岡相談室 TEL 0766-21-6820 FAX 0766-21-6864 〒933-0912 高岡市丸の内1番40号 【 " 相談室(相談日:火曜日·木曜日 9:00~17:00)】 URL http://www.cgc-toyama.or.jp/

保証限度額	保証期間 (うち据置期間)	融資利率	保証料率(年) (※1)(※2)(※3)(※4)	担保
1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 「ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して1,000万円。 支援創業関連保証に該当する場合は1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
1,000万円 「ただし、創業関連保証、再挑戦支援保証を合算して1,000万円。 支援創業関連保証に該当する場合は1,500万円	10年以内 (1年以内)	金融機関 所定利率	0.80%	不要
100万円以上2,000万円以内	1年もしくは2年 (更新4年以内)	金融機関 所定利率	0.39%~1.62%	原則不要
〈別枠〉 4億5,000万円 (ただし、社債発行額3,000万円~ 5億6,000万円	2年以上7年以内	(支払金利) 発行体所定利率	$0.45\% \sim 1.90\%$	必要に応じ
《別枠》 2 億 円 (ただし、融資限度額は2億5,000) 万円	根保証 1年 (更新2年以内) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68%	流動資産 (ただし、個別保証 の場合は売掛債権)
《別枠》 2億8,000万円 破錠金融機関関連の要件を満たす場合 3億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	定めなし	金融機関 所定利率	1~6号 0.80% 7~8号 0.68%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	金融機関 所定利率	0.45~1.90%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	運転資金 5年以内(1年以内) 設備資金 7年以内(1年以内) 既保証を借り換える場合 10年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.75% ※5 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 0.50%~2.00% ※5	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 15年以内(1年以内)	金融機関 所定利率	0.80% 責任共有対象外の既保証を 同額以内で借り換える場合 1.00% 特別小口保険の要件を満たす場合 0.80%	必要に応じ
2億8,000万円 (組合 4億8,000万円)	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 運転資金 3年以内(6か月以内) 設備資金 5年以内(6か月以内)	金融機関 所定利率	0.45%~1.90%	「有担保無担保保証人 要件」に該当する場合 を除き、不要

- ※1 会計参与設置会社(確認書類:商業登記簿謄本(写))の場合、0.1%の割引を行います。
 ※2 一部の保証を除き、有担保の場合、0.1%の割引を行います。
 ※3 資金使途が100%設備資金の場合、0.2%の割引を行います。
 ※4 新規・再利用キャンペーン対象保証の場合、0.1%の割引を行います。
 ※5 原則として、通常の保証料率区分よりも1区分低い料率を適用します。

(4号) 地域関係

指定地域内で1年以上継続して事業を行っており、災害その他突発的に生じた指定事由の発生に起因して、売上高等が減少していること (5号) 業種関係

- 指定不況業種に属する事業を行っており、売上が減少していること、又は原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず製品等価格に転嫁できていな
- (6号)
- 、破綻金融機関等関係 破綻金融機関等と金融取引を行っており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていること (7号) 金融取引の調整関係
- 指定金融機関の経営の相当程度の合理化(支店の削減等)によって、借入が減少していること 金融機関の貸付債権の譲渡関係
- 整理回収機構又は産業再生機構に対して貸付債権が譲渡され、借入が減少しているが、適切な事業計画等を有し再生の可能性があること
- *「指定」:経済産業大臣の指定

(公財)富山県新世紀産業機構 中小企業支援制度

中小企業再生支援協議会とは

企業再生をお考えの皆さまに、専門知識を持ったスタッフが、あらゆる角度から再生の取組 みのお手伝いをいたします。

相談内容 -

- ●企業再生に関する窓口相談の実施と対応策の アドバイス
- ●専門家のプロジェクトチームによる経営改善 計画作成支援
- ●関係機関の再生支援に関する連携の確保

●公的な協議会

当協議会は国から富山県新世紀産業機構 が委託を受けて事業を行う公的な機関です。 (各都道府県に1ヶ所設置されています)

●専門家が常駐

中小企業の再生経験豊かな専門家が常駐 し、いつでも相談に応じます。

●地域全体がバックアップ

富山県内の中小企業支援団体や金融機関など、地域が一体となって企業再生をバックアップいたします。

第一次対応のフロー(無料)



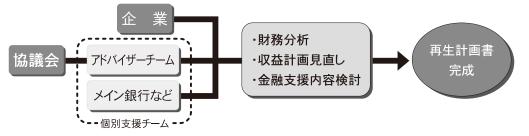
第二次対応のフロー

1. 支援決定までのフロー



(注)・原則として、企業了解のもと、メイン銀行にヒアリングを実施します。 ・この段階までには企業側の費用負担は発生しません。

2. 支援決定から再生計画書完成までのフロー



- (注)・アドバイザーチームは、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士によって構成されます。(協議会が選任します。)
 - ・再生計画書は、原則、相談企業が、アドバイザー等、支援チームの助言を得て作成します。
- 3. 再生計画書完成から金融支援とりまとめまでのフロー



4. 再生計画スタート後

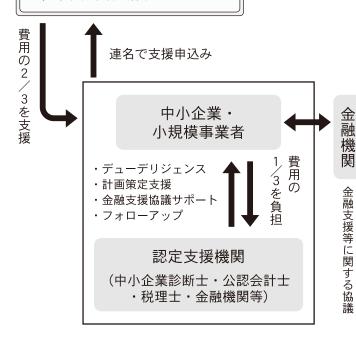
協議会は、再生計画書の策定支援、金融支援のとりまとめにとどまらず、 以降一定期間再生計画書の進捗状況のフォローにも協力させて頂きます。(支援の継続)

▍経営改善支援センターとは

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、認定支援機関による経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用、フォローアップ費用につき、総額300万円を上限として、その2/3を支援します。

事業スキームの概要

経営改善支援センター



対象となる事業者

事業内容や財務状況など、経営上の課題を抱え、金融支援等を 必要としている中小企業・小規模事業者

事業の流れ

支援の申込み・策定支援

- ・中小企業・小規模事業者と本事業に係わる認定支援機関は、連名で、経営改善支援センターに対し経営改善計画の策定を申込みます。
- ・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者に対して経営改善計画の策定支援を実施します。

金融支援等の協議

・認定支援機関のサポートを受けて、中小企業・ 小規模事業者は、策定した経営改善計画に基 づく金融支援について、金融機関と協議しま す。

策定計画の提出・確認

- ・認定支援機関は、関係金融機関が合意した経 営改善計画・金融支援等を経営改善支援セン ターに提出します。
- ・経営改善支援センターは、認定支援機関から 提出された計画を確認し、費用の2/3を支援 します。

フォローアップ

・認定支援機関は、中小企業・小規模事業者の 計画達成状況について定期的なモニタリング を行い、その結果を経営改善支援センターに 報告します。(フォローアップ費用も支援対象)

連絡先

富山県中小企業再生支援協議会

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル2階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内 TEL (076) 444-5663 FAX (076) 444-5618

連絡先

富山県経営改善支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル2階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内

TEL (076) 441-2134

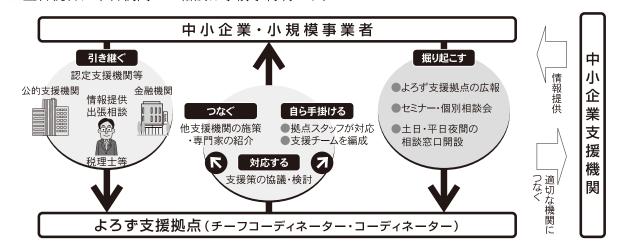
富山県よろず支援拠点とは

経済産業省から「よろず支援拠点事業」の委託を受け、中小企業・小規模事業者のための総合経営相談所「富山県よろず支援拠点」を設置しています。

よろず支援拠点ではチーフコーディネーター及びコーディネーターが事業者の相談に応じ、経営課題を分析、課題解決に向けた総合的・先進的経営アドバイスを行うほか、各支援機関との連携・課題ごとの適切なチーム編成など、環境の変化や事業の成長段階に応じた支援を継続的に行います。

【利用時間·利用方法】

平日(8:30 \sim 17:15)、土日祝日(8:30 \sim 17:15)、平日夜間(17:15 \sim 19:00) ※土日祝日、平日夜間のご相談は事前予約制です。



中小企業支援センターとは

中小企業の独自技術、新製品・新サービスの開発・提供など創造的事業活動(ベンチャー)や経営革新などの新たな事業活動を応援します。

(1)総合窓口相談の開設(ワンストップサービス)

経営、金融、ITなど様々なご相談に対して、豊富な知識と経験を有する専属マネージャーが対応します。

(2) 専門家の派遣

高度かつ専門的な課題に対して、経営、技術、情報化等の民間専門家を派遣して適切な診断・助言を行います。[必要経費(専門家謝金・旅費)の1/3の自己負担をお願いします。]

(3) 情報提供

国、県や商工関係団体が行う各種の中小企業支援施策や試験研究機関、必要な人材等を総合的に紹介します。



連絡先

富山県よろず支援拠点

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内 TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

連絡先

中小企業支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内 TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

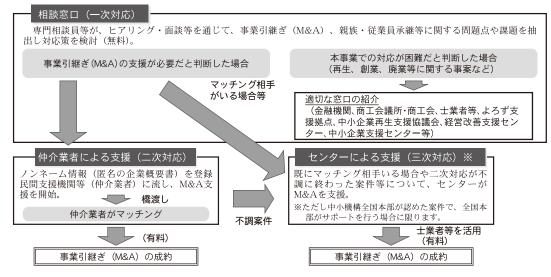
▋事業引継ぎ支援センターとは

経済産業省から「事業引継ぎ支援事業」の委託を受け、後継者不在など事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の皆さまの相談等に対応するため、「富山県事業引継ぎ支援センター」を設置しています。

<事業内容>

- ・事業承継や事業引継ぎ (M&A) に関するご相談に、専門家がきめ細かくアドバイス等を行います (事前予約をお願いします:相談無料)。
- ・相談のなかで事業引継ぎ(M&A)の可能性があり、譲渡先・譲受先の紹介を希望される場合には、仲介機関への 橋渡し等を行います(仲介機関と契約を行った場合、それぞれが定める着手金・成功報酬等が発生)。
- ・なお当センターは、中小企業・小規模事業者等を支援する公正・中立な公的機関であり、相談にあたる専門家、 仲介機関等には守秘義務があります。

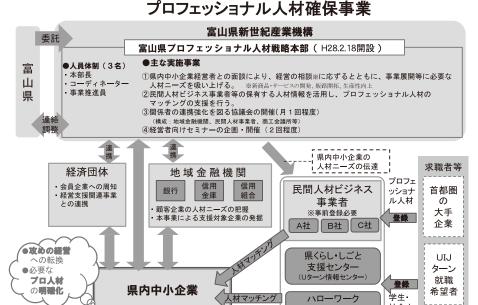
<支援スキーム>



|富山県プロフェッショナル人材戦略本部とは

富山県から委託を受け、県内企業の成長を支える人材確保を支援するための「富山県プロフェッショナル人材戦略本部」を設置しています。

「富山県プロフェッショナル人材戦略本部」は、県内企業の経営、人材確保等に関する相談支援・コーディネート機関として、地域金融機関として、地域金融機関と間人材ビジネス事業者等と連携しながら、企業の成長実現を担うプロフェッショナル人材確保のサポートを行います。



連絡先

富山県事業引継ぎ支援センター

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル1階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内

TEL (076) 444-5605 FAX (076) 444-5646

e-mail: hikitsugi@tonio.or.jp

連絡先

富山県プロフェッショナル人材戦略本部

. 一 社会人

〒930-0866 富山市高田527番地 (情報ビル4階) 公益財団法人 富山県新世紀産業機構内

TEL (076) 444-5620 FAX (076) 444-5623

ガラス運搬の経験、知識、縁を生かしリサイクル事業でさらなる成長を期す

昭和63年の創業以来、ガラスに特化した運送で業績を上げてきた三陽陸運。近年はガラス運搬を通じて得た経験や知識、つながりを生かし、廃ガラスのリサイクル事業や人工大理石の再資源化にも取り組んでいます。特にガラスの軽量発泡資材は土木資材や園芸用品などとして需要が増しており、生産を強化しています。創業者の矢野隆三社長に、運送業から異業種に参入した経緯や、今後の展開についてお聞きしました。

三陽陸運株式会社

代表取締役社長 矢野 隆三氏

ガラス運搬で好機つかむ

Q 高岡地区陸運事業協同組合の 職員から転じて創業された経 緯についてお聞かせください。

大学卒業後、都内の商社に勤めていましたが、立ち上がって間もない高岡地区陸運事業協同というの誘いを受けてUターンりの時代で、さまざまな自上がらの時代で、さまざまな自上がまする気持ちが芽生えたのでは大きないでは、「いつかきを設立していたさる。の市で三陽陸運を設立し、バブルのピークは過ぎていましたが、運送業のでしたも。

富山県は全国的にもガラスの2次加工メーカーさんが多いのですが、当時アルミメーカーさんの勢いが強い中で、ガラス運搬を

担う業者が不足しており、これもご縁があってガラス運送に参入しました。コツコツ続けて4~5年たったころ、旭硝子さんの物流を担うAGCロジスティクスさんから声が掛かり、仕事を請けるようになったのです。これをきっかけに取引先や運搬範囲が広がって、経営も安定していきました。現在はAGCロジスティクスさんの北陸エリア担当のような位置付けです。

待遇改善や人材活用に力

Q 運送業にはどのような姿勢で取り組んでいらっしゃいますか。 繊細なガラスの運搬は工夫が必要でコスト高な上に、積み下ろしにも非常に神経を使いますし、危険度も高い。当社では、エアサスペンションのトラックをいち早く導入するなどして対応してきました。運送事業の売上の7割をガラスが占めており、ここまで特化しているのは県内では当社だ けでしょう。

高齢化、人口減少の波は運送業界にも押し寄せています。10年ほど前からドライバーの平均年齢がどんどん上がり、当社は40代で若い方ですが、50歳を超えている業者は少なくありません。取引先も5年後10年後の製品運搬を真剣に心配されています。

労働時間が多いにも関わらず 賃金が少ない運送業界ですが、 ヤマト運輸さんの動きをきっかけ に待遇改善の動きも出始めてい ます。当社では業界に先駆けて、 待遇改善への取り組みを本格化 させる方針です。仕事の効率化 はもちろん、運賃の値上げや業 務内容などの見直しを図ります。 加えて、再雇用です。現在65歳 以上の社員が8人います。新車1 台約1.500万円するトラックで数 百万円の商品を運ぶわけですか ら、長年培った技量やノウハウを 生かしたいですし、健康であれ ば、決して無理をしない、させな いことを前提に、働いたらいいと いうのが私の考えです。



ガラスに特化した運送を手掛けている三陽陸運の本社営業所(左)と廃ガラスを利用した軽量発泡資材(右)

プロフィール やの・りゅうぞう

昭和22年10月31日、新湊市生まれ。 41年、富山県立新湊高校卒業、45年、中央大学経済学部を卒業後、専門商 社を経て、47年、高岡地区陸運事業 協同組合に入職。53年、事務局長に 就任、63年3月、退職後、三陽陸運 有限会社を創業、代表取締役社長に 就任。平成14年、株式会社へ組織変更。 平成18年、高岡地区陸運事業協同組 合副理事長、27年、大門企業団地協 同組合理事に就任、現在に至る。



防犯砂利としてヒット

Q ガラス運搬から参入した、ガ ラスのリサイクル事業が伸び ているそうですね。

廃ガラスを利用した軽量発泡 資材を開発した沖縄の経営者を 兄から紹介され、訪ねたことが 始まりでした。軽くて水はけがよ く、熱や薬品にも強い資材は多 用途展開が見込めそうでした。 長年ガラスに携わってきたので受 け入れやすかったですし、何より 自社でモノを作って販売するとい う製造業に魅力を感じました。

早速プロジェクトを発足し、富山県経営支援課や富山県中小企業団体中央会、富山県新世紀産業機構の支援で約6千万円の融資を受けて、平成15年、当時小矢部市にあった本社敷地に工場を建てて製造を開始。それに伴って本社機能は現在の射水市に移転しました。

当初は軟弱地盤工事などに使用する軽量盛土材として営業攻勢に出ていましたが、土木工事の受注は波があって安定した収益が出せず、3~4年は地獄の日々でした。たまたま運送事業が好調だったため、何とか持ちこたえましたが、それがなければとっくに手を引いていたでしょう。

そこへアイリスオーヤマさんか ら、強度と軽さに着目した防犯・ 防草の砂利としての引き合いがありました。テレビ番組で何度か取り上げられたことで、じわりと売れ始めてから10年余り、改良を重ねながら、強大な販売網に乗って受注を増やし続け、今年もりは、今年もり事業の主力製品です。今やりり事業の主力製品です。厳しい要求、難しい提案もありましたが、絶えず応えていったことが信頼に結びついたのかもしれません。当社の技術力や提案力もおかげで向上し、新たな着色技術の開発にも成功しました。

土木向けには比重をさらに小さく 改良した製品を投入し、販路拡大 を図る方針です。水質浄化としての 利用や珪藻土メーカーさんとの協業 など新たな可能性も広がっています。

挑戦続く人工大理石事業

Q 将来を見据えどのような方向 を目指していらっしゃいますか。

平成23年から人工大理石の再資源化事業も手掛けています。ガラス輸送でつながりのある大手商社系列のセラミック原料メーカーさんの要請を受けてスタートしました。破砕して焼成するという工程こそガラス発泡資材と同じですが、熱に強い上に硬いセラミックは扱いが難しく、良い成果を出せていません。ただ、再資源化したものが鉄鋼メーカーさん

向けの副資材として有効と判明し、研究開発を進めています。少しずつですが光が見え始めています。

リーマンショック直後に落ち込んだ運送事業をリサイクル事業が補って赤字を免れるなど、相乗効果が大きいです。 工場を持つ運送会社としてドライバーの意識も向上しているようです。

運送事業は関東エリアでの業 務拡大に向けて、3年前に設立 した営業所を発展させて拠点と なる新会社を設立する計画です。

来年、創業30周年を迎えます。 社員100人を超える企業に成長した今、若手には創業者になったつもりで奮起してほしいと伝えています。たとえ規模が小さくなっても何か一つ強みを残し、100年200年と存続する企業が目標です。

心癒し体鍛える渓流釣り

Q お忙しい中でどのようにリフレッ シュをはかっておられますか。

3~9月は渓流へイワナやヤマメを釣りに出掛けます。富山県は車で1時間も走れば山の中に入れる、最高の場所です。特に5~6月は美しい新緑が広がり、剱岳を望む景色も格別。自然の中をゆっくりと自分のペースで歩くことはいい運動にもなりますしね。釣果があれば自分でさばいて刺身にしたり、焼いたり、骨酒を作ったりします。

富山個人タクシー協同組合さんよっこんにちは

タクシーの営業形態は、タクシー会社が運転手を雇用して営業するいわゆる法人タクシーと、運転手自身が個人事業者として営業する個人タクシー(正式には1人1車制個人タクシー事業)が存在します。富山市内では83台の個人タクシーが許可を得て営業をしており、台数では富タク(富山交通)に次ぐ規模となっています。

今回は、富山市内の個人タクシー事業者で組織する富山個人タクシー協同組合を紹介します。

組合のあゆみ

昭和45年3月、県内で最初の個人タクシーとして5名に営業免許が交付されたのが富山での個人タクシーの始まりです。富山個人タクシー協同組合はその翌年の昭和46年10月に旧富山市内の19名により設立され、組合設立から2年後の昭和48年1月には、県立中央病院の近くに現在の組合事務所を建設し現在に至っています。組合員数は平成9年のピーク時に89名を数えましたが、現在は若干減少して83名となっています。主な共同事業としては、無線配車事業、チケット事業、燃料や自動車用品などの共同購買事業、教育情報提供事業、福利厚生事業などを実施しています。



県立中央病院の近くに立地する組合事務所

安全への取組み

運転者の健康起因の事故や運転手を狙った犯罪の増加などもあり、タクシー業界に対しては、安全運転に加え運転手の健康管理、防犯対策などが求められています。このようなことから組合では安全や防犯などをテーマとした研修を、自動車事故対策機構(NASVA)や警察、運輸局などの協力を得て、毎年実施しています。

そのほか、組合員向けの定期健康診断の実 施や、法律で定められているアルコール検査 のための機器の配布なども行っています。また、上部団体が認定する優良個人タクシー事業者認定制度(マスターズ制度)の普及を推進するなど、安心して個人タクシーを利用できるよう様々な取り組みを実施しています。



営業車を用いた防犯講習の様子

今後の展開

法人・個人を問わず、運転手の高齢化がタクシー業界全体の課題となっています。また、個人タクシー事業者として独立する場合は、運輸局が実施する試験に合格したうえで、新規の許可を得るか、既存の事業者から事業の認可を受ける必要があります。この独立希望者を対象とした事前試験講習を昨年度より実施するとともに、既存組合員からの事業の譲渡譲受をサポートしています。この取組みにより、若手の参入を促進し組合の円滑な若返りを図っていきたい考えています。

組合概要

組合名称 富山個人タクシー協同組合

設 立 昭和46月10月25日

所 在 地 富山市長江新町 1 丁目 1 番22号

理事長 鳥養 光憲

組合員数 83名

TEL 076 424 1635 FAX 076 424 3479

第32回中小企業団体青年部富山県大会を開催

富山県中小企業青年中央会

富山県中小企業青年中央会(富山UBA)は、3月3日 、ホテルグランテラス富山(富山市) において、第32回中小企業団体青年部富山県大会を開催しました。

第1部の組合青年部活動発表では、富山県管工事業協同組合連合会青年部の松下光信副部長と富山県精密機械工業協同組合若葉会の梅田雄一朗会長がそれぞれの青年部活動について発表しました。

続く第2部の基調講演では、京都大学大学院経済学研究科の岡田知弘教授が「『地方創生』時代における中小企業・小規模事業者の取り組み」をテーマに講演しました。講演の中で岡田氏は、「歩

いて行ける圏内がそもそもの地域の始まりであり、その枠組みを改めて見直さなければならず、そのような地域経済の主体は中小企業・小規模事業者である。地域内での取引網を強化し地域内循環をすることで地域住民の生活向上につながる。」と述べました。

第3部の交流会では、大橋豊富山県商工労働部 次長らの来賓を迎え、出席者による懇親を深めま した。



経済学研究科教授、岡田、印規模事業者の取り時代における中小介

講師の岡田知弘教授

組合女性部・女性経営者等セミナーを開催 落語からコミュニケーションを学ぶ

富山県中小企業レディース連絡会

2月24日 、富山流通会館(富山市)において、平成28年度第3回組合女性部・女性経営者等セミナーを開催しました。

今回のセミナーでは、フリーアナウンサーで社会人落語家の安野家仁楽斎としても活躍されている牧内直哉氏を講師に迎え、「落語から学ぶコミュニケーション術」をテーマに講演いただきました。

講演の中で牧内氏は、「日常生活やビジネスの現場でも人と円滑なコミュニケーションをとっていくことは重要である」と述べ、「必要最低限の会話だけでなく雑談や他愛もない会話をしながら、話し方や間の取り方など、相手の様子を見ながら工夫していくことが重要である。」と落語を例えに説明しました。

また、牧内氏からは、短めの落語と長めの落語 の2つの演目をご披露いただいきました。



セミナーの様子

HACCPに基づく「総合衛生管理製造過程」の承認を受ける

となみ乳業協業組合

となみ乳業協業組合は、平成29年3月9日付で、厚生労働省より総合衛生管理製造過程の承認を受けました。総合衛生管理製造過程承認制度はマル総とも呼ばれ、欧米を中心に義務化が進んでいる HACCP の考え方を取り入れた厚生労働省の承認制度で、乳のほか乳製品、清涼飲料水、食肉製品、魚肉練り製品、レトルト食品などが対象となっています。

組合では、昨年3月から具体的な取り組みをはじめ、富山県砺波厚生センターや全国乳業協同組合連合会から専門的な指導を受け、設備の改良や従業員教育を進め、11月に申請書を提出し、今年3月に乳(牛乳)の分野では県内で2例目となる承認を受けました。

となみ乳業協業組合は、昭和45年に原乳の加工と乳製品の製造の協業化を目的に設立され、「まると牛乳」のブランド名で地元産の生乳を用いた牛乳や乳製品を学校給食や小売店向けに製造販売しています。組合では、これを機に品質面での差別化を図るとともに、国で検討されている全食品事業者へのHACCPの義務化にも対応していきたいとしています。



砺波駅の南側に立地する組合の工場



承認を受けた牛乳の製造ライン

国宝釈迦三尊像を伝統技術で再現

伝統工芸高岡銅器振興協同組合・井波彫刻協同組合

高岡銅器と井波彫刻の伝統技術と3Dプリンターなどの最新技術で複製・再現された「釈迦三尊像」が3月10日 ~3月20日 にウイングウイング高岡(高岡市)で一般公開されました。

再現像は、東京藝術大学が計測・解析した3次元データを元に3Dプリンターで樹脂製の原型を 作成、その原型を元に伝統工芸高岡銅器振興協同組合が青銅の像を鋳造し、井波彫刻協同組合が木 製の台座を制作したもので、東京藝術大学が仕上げと着色を行いました。

このプロジェクトは、高岡銅器の鋳造技術と、井波彫刻の彫刻技術を活用して、奈良・法隆寺の「釈迦三尊像」(国宝、7世紀)の再現を目指したもので、東京藝術大学と高岡市、南砺市などでつくる協議会が平成27年度から取り組んできました。



一般公開された釈迦三尊像の再現像



関係者によるトークイベントの様子

事務局ペンリレー

私たちは日頃から、電気に囲まれて生活しています。家の照明からテレビ、 洗濯機、冷蔵庫に電子レンジなど、電気は、私達の生活になくてはならないも のとなっています。



電気を使った道具の中で私が最近使用しているものに、インパクトドライ バーというものがあります。仕事で使用するのではなく、もっぱら日曜大工、 いわゆるDIYを楽しむ際に使用しています。どこかのテレビ番組で紹介されるような、素敵なリ フォームを夢見て毎週コツコツと挑戦していますが、これがなかなか難しいものです。

事務局勤務を始めてから、電気工事士の方と接する機会が増え、色々な電動工具がある事を知り ました。ハンマードリル、バンドソー、ディスクグラインダー、電気タッカーやホットエアガン、 紹介しようと思ったらきりがないくらいです。そのどれもが、いざという時に持っていると、すうっ と痒いところに手が届くような、快適な作業の手助けをしてくれます。

電動工具に興味を持つようになり、仕事で電気工事士の方と会う度、その方の腰に巻きつけられ た電動ドライバーやニッパーなど、いわゆる腰道具に目がいくようになりました。話を聞いてみる と、電気工事士の方々は毎日使う腰回りの工具に強いこだわりを持っているとの事。自分に最も フィットしたものを探し求めて、いろいろ試した結果、最終的に「コレだ!」となったものを使っ ているそうです。腰道具は、電気工事士の個性、独特のこだわりの塊なのかもしれませんね。

組合Q&A

このコーナーでは、日ごろ中央会へ多く寄せられる事業協同組合等の運営に関する質問について 回答とともに紹介します。

議長の委仟状行使について

総会の議長は、委任状を受けられるか。

中小企業等協同組合法第52条第3項の規定により、議長は議決 権を有しないため、委任状による議決権の行使はできない。

平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」 <u>富山県地域事務局からは90件を採択</u>

平成29年3月17日 、本会及び全国中小企業団体中央会は、革新的なサービス開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業者が実施する試作品の開発や設備投資等を支援する平成28年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の採択結果を公表しました。当地域事務局での採択先は以下のとおりです。

【採択企業一覧】(受付番号順)

- センダン電子(株)
- (株)マスオカ
- (株)ミズノマシナリー
- ㈱富山県義肢製作所
- ㈱インターテック富山
- アイティ経営コンサルタント(株)
- 金谷工業(株)
- 熊谷(株)
- ㈱本堂精工
- (株)エイト
- ケーズメタル(株)
- (株)サン計装
- 東洋ゼンマイ(株)
- エムエスパッケージ(株)
- 上坂建設㈱
- (有)トナミメタル
- ㈱魚津清掃公社
- 泉製作所
- 街鍋田自動車
- (株)北陸ヨシナカ
- 예大山技研
- いおざき印刷(株)
- (有)能島工機
- (有)シマタニ昇龍工房
- (株)フェイス
- 旬金森鉄工所
- 예石黒種麹店
- ㈱石金精機
- (株)柿里
- 立山縫製工業
- (有)テー・シー・富山

- 旬ワークスサトウ
- ㈱エフズ・クローバー
- (株)和光
- (株)興和
- 旬長澤製作所
- 富山スガキ(株)
- 宇田種苗店
- ㈱北山物産
- (株)能作
- ㈱クリエイトダイス
- 竹林堂分家
- 立山化成㈱
- ㈱インディオ富山
- 立山堂餅店
- (株)ケイアンドエム
- 旭鉄筋(株)
- 예魚津鈑金
- 明興工業株)
- 街泰栄農研
- 旬古瀬鉄工所
- アイ・ディック(株)
- (株)ウエノ
- 三啓ニット(株)
- サクラパックス(株)
- ㈱ナカバン
- (株)ハナガタ
- 西田工業(株)
- 明太化成㈱
- (有)山勝
- (株)パティスリーサクライ
- (有)雲根

- 中林骨商会
- (株)アヴァス
- ㈱高山鉄工所
- 예惣万精機
- ㈱青木鉄工所
- ㈱中尾清月堂
- (株)テック・ダイ
- (有)正美創作
- ㈱立山科学センサーテクノロジー
- 北陸アルミニウム(株)
- 銀盤酒造(株)
- 예坂井精機
- 大幸商事(株)
- (株)イーシステム
- (株)三恵メタル
- 日伸精螺㈱
- 日伸精機(株)
- 旬月世界本舗
- 鷹栖建丁(株)
- S · C A S T E M(株)
- (有)いちばん
- 예吉川鉄筋
- ㈱桐谷
- 泉洋化工(株)
- (株)マーカーワークス
- 日本エレテックス(株)
- 南部白雲木彫刻工房
- (株)ケィ・ディック

協会けんぽ富山支部と健康づくり推進で連携協定を締結

3月21日 、本会は全国健康保険協会富山支部(協会けんぽ富山支部)と「企業の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定」を締結しました。締結式は、富山商工会議所ビルで行われ、本会の高田順一会長と協会けんぽ富山支部の松井泰治支部長が出席して行いました。

この協定により、中小企業で働く方の健康づくりに関して相互に連携・協力することとしており、本会では、協会けんぽが実施している健康企業宣言の普及、健康診断の受診促進や生活習慣病の予防及び健康づくりなどを推進する予定です。



協定書を手にする高田会長(左)と松井支部長



両代表が署名した協定書

吉野家HD安部修仁会長による特別講演会を開催

本会は、3月7日 、富山国際会議場(富山市)において、株式会社吉野家ホールディングス会長で"ミスター牛丼"と呼ばれた安部修仁氏を招き、「吉野家V字回復の軌跡~同じ方向を共有する組織づくり~」をテーマに特別講演会を開催しました。

講師の安部会長からは、会社更生手続きから再建に向けた組み、BSE問題による牛丼販売の一時停止から再開など吉野家の挑戦と克服の歴史のほか、プレゼンスを高めるためのビジネスモデルの確立や事業承継・世代交代に向けたリーダー養成について説明されました。

本講演会は、協同組合富山県ハイウェイサービスセンターとの共催で開催し、中小企業の経営者 ら約70名が受講しました。



講師の安部修仁会長



講演会会場の様子

漆器の豆知識 ~漆器と気楽に付き合いましょう~



漆は生き物。

長時間、日光や蛍光灯 にさらしたり、食器乾 燥器・電子レンジなど に入れての急激な温 度、湿度の変化は禁物 です。



普通の汚れなら 水洗いだけでも大丈夫。

油汚れの場合は、台所 用の中性洗剤を薄めて 使ってください。だた し、長時間の水のつけ 置きは痛みの原因にな ります。



柔らかい布で。

室内調度品等のちりや ほこり、また食器や汁 器等の水気は、漆器を 傷めないため柔らかい 布で拭きとってくださ 11

情報提供 伝統工芸高岡漆器協同組合

人員の拡大・縮小をお考えの皆きん!

事業の拡大・欠員補充等による 人員確保を行いたいとき

事業の整理・縮小等に伴い、 人員削減せざるを得ないとき 私どもを ご活用ください。





since 1987

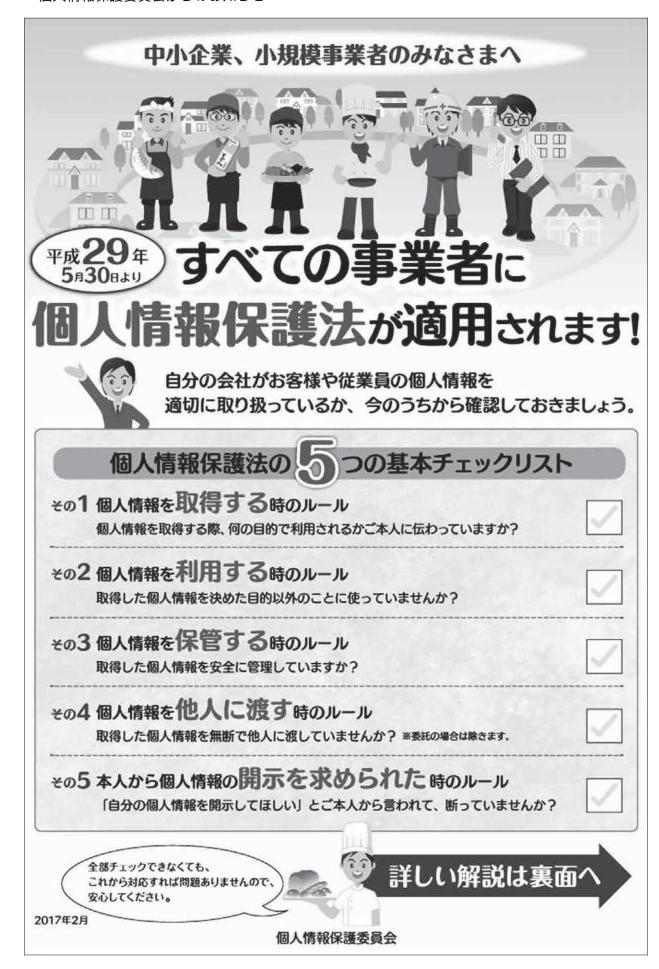
出向・移籍(転籍)の専門機関

公益財団法人産業雇用安定センタ

〒930-0857 富山市奥田新町8-1ボルファートとやま10F

- ●ご利用時間 9:00~17:00 (土·日·祝日は休み)
- インターネットで最新の人材情報をどうぞ http://www.sangvokovo.or.ip/

TEL 076-442-6900 FAX 076-439-2860





現在、適用除外とされている小規模事業者(保有する個人情報が5000人以下の企業) も、法改正により平成29年5月30日からは個人情報保護法の対象となります。

個人情報保護法の5つの基本チェックリストの解説

(五) 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。

- 企業が個人情報を利用するにあたっては、あらかじめ利用目的を特定する必要があります。(例: 購入商品の配送のため)
- 個人情報を取得する時は、特定した利用目的を本人に伝えるか、あらかじめ HP や店頭での掲示などで公表する必要があります。
- ただし、個人情報を取得する状況において利用目的が明らかであれば、逐一相手に伝える必要はありません。 (例: 配送伝票にお客様が氏名・住所等を記入する場合などは配送目的で利用することは明らか)

取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。

- 取得した個人情報は特定した利用目的の範囲内で利用する必要があります。
 - (例:商品を配送するためだけに取得したお客様の住所を使って、自社の商品の宣伝はできません。)
- そのため、個人情報の取得にあたっては、何に使うか利用目的をしっかりと考えたうえで、本人に伝えましょう。
- また、すでに取得している個人情報を特定した目的以外のことに利用したい場合は、あらかじめ本人の同意を得てください。

以下、個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合のルール (例: パソコンの管理ソフトでまとめる、50 音級の名簿を作成する)

取得した個人情報は安全に管理する。

- 個人情報をパソコンで管理したり、名簿等にまとめた場合は、安全に管理する必要があります。(例:電子ファイルであればパスワードを設定する、ウィルス対策ソフトを入れる、紙媒体であれば施錠できるところに保管する。)
- また、従業員が会社の保有する個人情報を私的に使ったり、言いふらしたりしないよう、社員教育を行いましょう。

個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。

- ■個人情報を他人(本人以外の第三者)に渡す場合は、原則、本人の同意が必要になります。
- ただし、以下の場合等は本人の同意を得なくても、個人情報を他人に渡すことができます。
 - ・法令に基づく場合(例:警察からの既会)
 - 人命に関わる場合で本人から同意を得るのが困難なとき(例:災害時)
 - ・業務を委託する場合(例:商品配送のために配送業者にお客様の氏名・住所を渡す場合)

本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

- 会社が保有している個人情報について本人から開示や訂正等を請求されたら、企業は対応しなければなりません。
- また、その個人情報の利用目的を問われた場合に、しっかりと答えられるようにしておきましょう。

個人情報保護法は企業の個人情報の取扱いのルールを定めた法律です。 平成27年9月に改正され、平成29年5月30日に全面施行されます。



個人情報を適切に取り扱って、お客様や従業員からの信用を守りましょう。

個人情報とは

生存する個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるもの。企業が氏名と紐づけてその人物の情報を管理していれば、基本的にそれらは全てその人物の個人情報に当たります。(例:従業員Aの氏名、住所、連絡先、家族構成、取得資格等を企業が管理していれば、それらは全て従業員Aの個人情報となります。)

詳細は個人情報保護委員会ホームページをご覧ください。

上のルールや個人情報保護法で わからないことがあれば、こちらにご相談ください。

個人情報保護法質問ダイヤル

***** ■ 03-6457-9849

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

個人情報保護委員会 検索

また、マイナンバーのトラブルは、 マイナンバー苦情あっせん相談窓口にお問合せください。

マイナンバー苦情あっせん相談窓口

■ 55 03 -6457-9585

受付時間:9:30~17:30(土日祝日及び年末年始を除く)

2017年2月

個人情報保護委員会

平成29年度 とやま中小企業人材育成カレッジ 受講生募集!

富山県では、県内中小・小規模企業の人材育成への支援を強化するため、これまで実施してきた「富 山県中小企業大学校」のカリキュラム等を大幅に見直し、今年度から「とやま中小企業人材育成カ レッジ」として開講いたします。中小企業の経営者、管理者等を対象としたリーズナブルで質の高 い人材養成研修を提供いたしますので、社員研修や管理者研修に幅広くご活用ください。

リニューアルのポイント

(独)中小企業基盤整備機構との連携

- ・中小企業大学校瀬戸校の校外研修を富山で開催(平成30年1月17日~19日)
- ・ノウハウを活用し、ハイレベルな研修を実施 研修体制の拡充
- ・経営後継者・幹部養成のための長期コースでは、経営者の「知識」と「マインド」を体系的に身 につけるカリキュラムを構築しました。
- ・管理者等の資質向上を図る短期コースでは、組織マネジメント、ものづくり、税務・営業・マー ケティングなど、それぞれの分野で必要とされる能力を効果的に身につける最適な研修を提供し ています。



長期コース

6月27日 ~11月21日 の期間中 全21日間 定員25名 受講料75,600円 申込締切 6月16日

開催日	時間	研修科目	
6 /27	9:30~17:00	開講式・オリエンテーション、経営課題の確認	
7/4 、5 宿泊研修	9:30~16:30	研修目的の確認、リーダーとしての「マインド」醸成	
7 / 19 、 20	9:30~16:30	コーチング技法による組織強化	
8/1 、2 、9	9:30~16:30	知的財産管理、リスクマネジメント、税の基礎知識、企業倫理・CSR 他	
8 /22	9:30~16:30	フォローアップ [経営者「マインド」の醸成]	
9/5 、6	9:30~16:30	財務管理の考え方・進め方	
9 /26 、27 宿泊研修	9:30~16:30	財務状況を踏まえた企業戦略	
10/11 、12	9:30~16:30	マーケティング戦略	
10/26	9:30~16:30	フォローアップ [経営者「マインド」の醸成]	
11/7 、8 宿泊研修	9:30~16:30	「マネジメントゲーム」~戦略的発想の強化~	
11/16 、17	9:30~16:30	ロジカルシンキングを用いた経営戦略の策定	
11/21	9:30~16:30	研修総括と今後の取組み作成	

短期コース(7~9月実施分) 10月以降も、ものづくり、マーケティングの研修などを実施します。 「自分とチームを成長させるための対話力」

7/19 、20 (2日間)

定員30名 受講料 9,600円

申込締切 7/10

「生活現場改善の進め方」

8/23 、24 、30 (3日間) 定員30名 受講料14,400円

申込締切 8/10

「財務分析の考え方・進め方」

9/5 、6 (2日間)

定員30名 受講料 9,600円

申込締切

研修会場は、両コースとも富山県中小企業研修センター(富山市赤江町1-7)です。

ただし、長期コースの宿泊研修は、いこいの村磯波風(富山市婦中町細谷1-2)で行います。

宿泊研修費用13,000円/日は別途ご負担ください。

申込方法、研修の詳細などは、ホームページをご確認ください。(詳しくは、とやま中小企業人材育成カレッジ 検索))



問合せ:富山県商工会連合会 経営支援課(TEL076 - 441 - 2716)

小規模企業の 会 位 復 のみなさまへ

還暦から始める小規模共済!!

経営者の退職金制度

法改正により平成28年4月1日から、 会社役員の方は、任意退任(65歳以上)でも 有利な共済金を受け取れるようになりました!

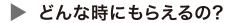


- ▶ 国が定めた制度で「安心・確実」
 - ●法律(小規模企業共済法)に基づく共済制度
 - ●国が全額出資する(独)中小機構が運営
- ▶ 掛金は、「月額70,000円まで」 (500円刻みで月額1,000円~)
 - ●いつでも、「増額」や「減額」ができます



●掛金は、全額「**所得控除」**

●受取る時(共済金)は、「退職所得扱い」(一括受取) 又は「公的年金等の雑所得扱い」(分割受取)



将来、「廃業」役員退任」等が生じたときに共済金を受け取れます。 小規模企業共済は、「小規模企業経営者のための退職金制度」です。 加入し、掛金を毎月積み立てておけば、現役引退後の安心した生活設計が図れます。



加入できる方は、常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主(共同経営者含む)及び会社等役員の方です。詳しくは制度のしおり等をご覧ください。



中小企業と地域振興をもっとサポート

中小企業基盤整備機構北陸

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階

共済相談室 TEL 050-5541-7171

URL http://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

小規模共済







●Ⅲ キキ 細 : 〒 严









富山は人気ロケ地?

2017年は3本が公開予定ロケ地としての評判上々

ここ数年、富山県内で撮影が行われた映画の公開が増えています。 見慣れた風景や身近な建物も、スクリーンに映し出されると 特別な場所のように感じられます。

撮影地としての富山の魅力を探ってみました。

協力的で丁寧な対応が評判

平成23年の『RAILWAYS』以降、富山でロケが行われた映画が毎年 $1 \sim 2$ 本公開されており、29年は2月の『真白の恋』、5月の『追憶』に続き、『ナラタージュ』が公開される予定です。

富山県ロケーションオフィスによると、映画製作者側での企画や脚本内容などが決定した後に、制作者側からロケ候補地へ打診があり、フィルムコミッショ



『追憶』の氷見市薮田漁港(泊・小杉地区)での撮影では、地元の漁師も協力

ン (FC) 側からの候補地案の提供を受けて、制作側がロケハン (下見) し、ロケ地決定というパターンが多いようです。

富山は立山連峰や黒部峡谷、富山湾をはじめ、砺波平野の 散居集落、高岡市の山町筋や金屋町の街並み、日本のベニス とも称される射水市新湊地区の内川など、素晴らしい景観に 恵まれています。また、合掌造りや瑞龍寺、曳山など多彩な 歴史・文化が息づいています。多忙な制作者にとっては、東 京からのアクセスの良さや、市街地から海や山など各地へ1 時間強で移動できる点も支持されているようです。

最近はロケに協力的な施設も増えており、何よりFCや市町村をはじめとする担当者の丁寧な対応が「富山はロケ地と



『人生の約束』 をはじめ、撮影地として人気の高い 射水市新湊地区・内川

して魅力的」という言がある。クランクらいのです。クランクらいのでは、他の監督では、他の監督では、他の監督ではいたりのないたりしたそうです。

『追憶』の冒頭シーンで登場する富山市八尾町諏訪町

今はなき建物との再会も

映画の内容によって、ロケ地に求められる要望はさまざま。富山ならではの特徴的景観だけでなく、ありふれた風景、雑多な場所、新しいもの、古いものなど、すべてがロケ地になる可能性を秘めています。それだけに監督のイメージに合致する場所が見つからない場合は何度も探すことがあり、仮に見つかってもそこで生活する住民との調整に時間が掛かることもあるといいます。

富山駅前シネマ街は、『蜜のあわれ』(平成28年公開)の石井岳龍監督がその雰囲気にインスパイアされてロケ地となった場所で、取り壊される前の様子が残る最後の作品となりました。他にも『アオハライド』では県立井波高校の校舎、『追憶』では旧富山中央警察署がロケ地として使われ、それぞれ最後の姿を作品の中に残しています。

観光客増や地域活性化期待

最近はロケーションツーリズムといった映画やドラマの舞台探訪、アニメの聖地巡礼がちょっとしたブームになっており、ロケ地をきっかけに富山への観光客が増えることも期待されています。例えば上市町にある『おおかみこどもの雨と雪』に登場した花の家は、公開から約5年たった現在も国内外からファンが訪れているそう。

また、ロケ地となったことで地域が盛り上がり、郷土愛の醸成につながることも。FCでは、ロケ地マップなどを作成

しており、ロケ地の詳しい情報を知ることができます。ロケ地には地元の方の生活の場も含まれていますので、ロケ地めぐりの際は、マナーを守って見学しましょう。



今もファンが訪れる上市町の「おおかみこども の花の家」

●富山県が支援した主な映画

映 画 名	公 開	監督	主演等
剱岳「点の記」	H21. 6	木村大作	浅野忠信・香川照之
RAILWAYS	H23 . 11	蔵方政俊	三浦友和・余貴美子
おおかみこどもの雨と雪	H24. 7	細田守	宮﨑あおい・大沢たかお
あなたへ	H24. 8	降旗康男	高倉健・田中裕子
脳男	H25. 2	瀧本智行	生田斗真・松雪泰子・江口洋介・二階堂ふみ
春を背負って	H26. 6	木村大作	松山ケンイチ・蒼井優・豊川悦司・檀ふみ
アオハライド	H26.12	三木孝浩	本田翼・東出昌大
NORIN TEN ~稲塚権次郎物語	H27.5 (富山) H27.9 (全国)	稲塚秀孝	仲代達矢・松崎謙二・野村真美
人生の約束	H28. 1	石橋冠	竹之内豊・江口洋介
カノン	H28.10	雑賀俊朗	比嘉愛未・ミムラ・佐々木希
真白の恋	H29. 2	坂本欣弘	佐藤みゆき
追憶	H29. 5	降旗康男 (木村大作カメラマン)	岡田准一・小栗旬
ナラタージュ	H29.10(予定)	行定勲	松本潤・有村架純
羊の木	H30(未定)	吉田大八	錦戸亮・松田龍平

印 刷 所

大栄印刷株式会社

経営、労務についてお困りのことはありませんか。

コーディネーターが相談に応じ、必要により社会保険労務士等の専門家を派遣します。 3回まで無料



富山県最低賃金総合相談支援センター

開設日時 平日 9時~17時(祝祭日・お盆・年末年始を除く)

開設場所 富山商工会議所ビル6階 富山県中小企業団体中央会内(富山市総曲輪2-1-3)

運 格 先 フリーダイヤル 0120-108-312(9時~17時) FAX 076-422-0835

> URL https://www.chuokai-toyama.or.jp/saichin/ E-Mail saichin@chuokai-toyama.or.jp

相談担当 コーディネーター 杉本 諭(月・火・木・金) コーディネーター 杉森 裕(水)

